

初歩の労災防止 マニュアル(第2版)



裏面に**内容見本**あり

初歩の労災防止マニュアル 好事例から学ぼう！『見ればわかる職場の安全衛生対策』を作成しましたので、会員・非会員の方にご案内いたします。

ご購入にあたりましては、下記の注文書にご記入の上、頒布金額をお振込みいただいた**受領証と注文書の2枚1組**をFAXでお申込みください。

初歩の労災防止マニュアル注文書

送り先・所在地 〒

御社名・部署

電話番号

ご担当者名

いずれかに✓を付けてください。

500円(会員) × ___部 +

1,200円(非会員) × ___部 +

事務局で引き取り希望
(送料はかかりません。)

《送料》

1~2冊 →→→ 80円 = _____円

3~4冊まで → 120円 = _____円

5冊まで → 180円

6冊以上は御相談下さい

お振込み
金額

お申込み部数に送料をプラスした合計金額をご記入ください。なお、窓口で現金での引き渡しもできます。増刷部数が限られているため、対応が出来ない場合もございますのであらかじめご了承ください。

合計

円

お振込み 横浜銀行 県庁支店 普通口座 1018476

口座番号 社)神奈川県産業廃棄物協会 シャ)カナガワケンサンギョウハイキブツキョウカイ

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 TEL045-681-2989

FAX 045-641-8114

内容見本

目次

- 1 産廃処理業ではどのような労災が多いのか 1
 - (1) 労災件数を更に減らそう! 1、(2) 人に安全な労災が多い! 2、
 - (3) 経験年数が少ない労働者の災害が多い! 3、(4) 重傷化しやすい! 3
 - (5) 災害の3/4が従業員50人以下の規模で発生! 3
 - 【注意】これはマズい! 「問題事例」はすぐ直そう! 4
- 2 好事例から学ぼう: これは危ない! こうすれば改善できる! 5
 - 【収集・運搬業務】積込み時の墜落・転落 5、積込み時の搬送 10
 - 事例3 高所には必ず手すり! 14、事例4 労働者の動き方を間違えていた! 22
 - 【中継処理業務】はさまれ・巻き込まれ 11、フォークリフトの転倒など 22
 - 運送・転落 26、動作の反動・無理な動作 28、非常停止作業 30
- 3 監督署の立入検査における改善指導の事例 31
 - 事例1 定期点検を忘れていた! 31、事例2 フォークリフトの荷台下【足止禁止】 31
 - 事例3 高所には必ず手すり! 32、事例4 労働者の動き方を間違えていた! 32
 - 事例5 積込地の駐車では車止めの使用を! 33、事例6 転倒転落などのカバー、非常停止スイッチの確認を! 33
 - 事例7 車両から落ちる時は後進防止を! 34、【平成23～25年度における監督指導事例】 35
- 4 まず、会社の体制や役割分担は 36
 - (1) 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者 36、【安全衛生推進者を選任しているか】 37
 - 【安全衛生推進者の職務】 38、(2) 安全衛生委員会の置かれているか 39、(3) 下請企業・派遣社員との関係 40
- 5 日常業務は、何をどうやるのか 42
 - (1) 5S 42、(2) 危険予知(KC)活動 43、(3) 見える化 45、(4) 朝礼・休養 46
 - (5) 作業手順書を作る際のポイント 47、(6) トリヤリハットに貼り貼らう 48、(7) 動中後進防止のポイント 49
- 6 参考となる情報 50
 - (1) 災害事故の収束や安全衛生のキーワードを調べよう! 50
 - (2) 安全衛生の模式・標準を手に入れよう! 51
 - (3) 職場の「安全衛生」を再確認しよう! 52
 - (4) 保護員の適正方法・使用方法の注意点を 54

要注意 これはマズい! 「問題事例」はすぐ直そう!

これまで専門家による安全衛生パトロールや安全診断において、処理現場でよく見かけた「問題事例」などです。▶ 52～53ページ参照

1 機械・重機の不備による法令違反のワースト3

- ① 動力の回転部に安全カバーがない! ▶ 18、19、33ページ参照
- ② 離席時、バケットを地上に下さない! ▶ 24ページ参照
- ③ 旋回範囲に立入禁止の措置をしていない! ▶ 11ページ参照

2 設備の不備による法令違反のワースト3

- ① 高所の作業場所に手すりがない! ▶ 28、27、32ページ参照
- ② 床面の電線に養生をしていない! ▶ 25ページ参照
- ③ 点検中の表示がない! ▶ 21、30ページ参照

3 管理体制の不備による法令違反のワースト3

- ① 安全衛生推進者が選任されていない! ▶ 36～37ページ参照
- ② 安全衛生推進者の氏名周知がない! ▶ 35ページ参照
- ③ 従業員の意見を聞く場を設けていない! ▶ 39ページ参照

4 日常の業務の中では

- ① 朝礼と準備体操、保護具の点検の実施率が低い! ▶ 46ページ参照
- ② ヘルメットなどの保護具を正しく使用していない! ▶ 54～59ページ参照
- ③ 重機を使用しない時にキーを抜いていない! ▶ 28、33、34ページ参照
- ④ 検査標章が貼っていない! 期限が切れている! ▶ 31ページ参照
- ⑤ 用具や部材が散らかっている! ▶ 42ページ参照

中間処理業務で多く発生する「はさまれ・巻き込まれ」災害と収集・運搬業務の「墜落・転落」の2つの事故の型が全体の4割を占めているため、この2つを減らすことが大事です。

作業停止対策の事例④

車両両側安全距離確保の強制防止は、該項目の他にサイドミラーで周囲を確認します。フォークリフトに後カマラーを取り付けると、ボディ前後の死角となりやすい箇所を確認しやすくなります。



1 産廃処理業ではどのような労災が多いのか

(1) 労災件数を更に減らそう!

神奈川県内の労災発生状況の経年変化(平成18～27年)



2 好事例で学ぼう: これは危ない! こうすれば改善できる!

収集・運搬業務の1

積み込み時の墜落・転落



収集運搬作業で最も多い災害は、荷台からの「墜落・転落」です。荷台上や昇降時に発生しています。

3 監督署の立入検査における改善指導の事例

事例1 定期点検を忘れていた!

A社では、場内の荷物の移動にフォークリフトを使用しています。しかし、労働安全衛生法で年1回実施することが義務付けられている自主検査(「特定自主検査」)を、平成25年11月1日に実施して以降、業者に依頼するのを忘れていました。このことが、平成27年1月20日の労働基準監督署の立入りで判明しました。また、1月1日の実施が義務付けられている自主検査いわゆる「月別点検」は毎月実施していたのですが、その記録が見つかりませんでした。このため立入り時労働基準監督署から、①特定自主検査を1年を超えない期間ごとに1回実施していないこと(労働安全衛生規則第151条の21、24)、②1月を超えない期間ごとに1回実施している自主検査について記録をしい、この記録を3年間保存していないこと(労働安全衛生規則第151条の23)について文書を交付されました。

違反事項の1/4は点検についてです。(35ページ参照)定期点検を忘れないこと、検査記録(点検票)は建設機械やフォークリフトの見える場所に貼っておくこと、また、期限切れにも注意すること。

4 まず、会社の体制や役割分担は

(1) 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者

安全管理者・衛生管理者は労働基準監督署に届けなければならないので選任することは当然として、安全衛生推進者の選任は必ずしも必要なのでしょうか。それは、「1 産廃処理業ではどのような労災が多いのか」とあるとおり、事業場規模別の労災発生を分析すると、50人未満の事業者の災害を減らすためには、「安全衛生推進者」の選任は必須と判断されるため、50人未満では「安全衛生推進者」を選任する必要があります。50人未満の事業者の災害を減らすためには、「安全衛生推進者」の選任は必須と判断されます。法令で定められている以上、忙しいからという理由や選任者がいないという理由は適用しません。安全衛生推進者の資格要件・氏名の周知・職務は、右のページに示す労働基準監督署の資料に詳しく記載されています。【任期】については、38ページの欄に定める準則を記入してください。

5 日常業務は、何をどうやるのか

(1) 5S

産廃処理業の処理現場では、不定形物を取り扱うことが多いため、荷に袋を付けていないと見落とされたり、「転倒」や「滑り」などの災害が起りやすい職場環境になってしまいます。



「5S」は、実行すれば効果がすぐに表れ、不十分であればすぐに改善できるので、現場で実行しやすい取組です。

5Sは産廃処理業の処理現場では効果がある第一歩の取組ですので、トップの号令のもと、ルールを定めてしっかり実行し、安全な職場を作りましょう。